

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 2019年7月2日

東京都作業部会確認年月日 2019年7月10日

(使用許可の変更に伴う再確認日 2020年7月8日)

(使用許可等の変更に伴う再確認日 2回目 2020年8月7日)

(既存艇移動に関する合意の変更に伴う再確認日 2020年9月9日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（江の島ヨットハーバー）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<p>本事業は、大会の準備運営に必要な土地・施設等を適正かつ公正な財産価格にて確保するために実施している事業であり、上限額を評定するものである。当該事業は都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、大枠合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。</p> <p>V3 予算額の範囲内。パラ経費は該当なし。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</li> </ul> <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</li> </ul> <p>(令和2年8月27日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<p>都外自治体所有施設使用の借り上げについては、競技会場の確保において公平・公正な対応を行うことができるよう、国・民間施設の借り上げを行っている組織委員会が担うこととしている。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可の変更については、令和2年7月15日に仮設施設の一部撤去が完了するため、令和2年7月16日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。</li> </ul> <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、組織委員会が借上げ手続きを担うこととしている。</li> </ul> <p>(令和2年8月27日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、組織委員会が借上げ手続きを担うこととしている。</li> </ul>	
<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p> <p>大会運営上、セーリング競技会場である江の島ヨットハーバーの確保は必須である。また、大会使用の用に供するため、施設内に保管されている既存艇を、一時的に外部へ移動する必要がある。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設所有者である神奈川県から湘南港の管理運営上支障するとして指示のあった仮設物の撤去工事を実施する必要があり、令和2年7月15日に撤去完了予定である。</li> <li>・令和2年7月16日以降に現行使用許可を継続すると、一部仮設物を撤去した場所や、大会準備日程上、翌年3月から借上げ予定の場所に係る不要な使用料が発生するため、会場使用料縮減の観点から、現時点で手続きを進める必要がある。</li> </ul> <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部仮設物を残置するため、令和2年7月16日付湘南港使用許可変更により返却を行わなかったエリアについて、同年8月31日から10月24日にかけて順次、使用許可期間が終了する。また、同様に仮設物を残置している江の島かもめ駐車場についても、同年10月24日に現行の普通財産貸付契約が終了する。現行手続上の使用終了日以降も、仮設物を引き続き会場内に存置するためには、使用期間を延長する変更手続を行う必要がある。</li> </ul> <p>(令和2年8月27日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会使用を目的とした湘南港の明け渡しに伴う既存艇移動費について、平成31年7月9日借上財産評定委員会における評定、同10日東京都作業部会における都負担確認ののち、組織委員会と湘南港所有者である神奈川県との間で、既存艇移動に関し合意した。これに基づき、県は令和2年1月から、大会に向けた既存艇移動を進めていたが、令和2年3月に大会延期が決定した。</li> <li>・合意による既存艇移動期間が令和2年9月30日に一部終了するため、大会延期に伴い、既存艇の移動期間を延期後の大会準備及び開催期間まで延長し、それにより追加で発生する既存艇移動費を負担する必要がある。</li> </ul>	

	<p>本事業は、関係F Aと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設の使用期間及び既存艇の移動期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可の変更については、仮設施設の一部撤去が完了するのが令和2年7月15日であるため、令和2年7月16日以降は、最小面積での借上げに変更申請することで、効率性が図られる。</li> <li>・なお、延期後の大会に向けて全仮設物を撤去し再設置をする場合の費用と、一部撤去を要する前述の仮設物以外の仮設物を残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の費用の方が安価となることを検証済みである。</li> </ul> <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点で使用を延長する期間は、一旦、使用エリアが既に確定している令和3年2月28日までとし、3月1日以降の使用については再工事工程の検討が完了したのちに別途実施することにより、最小面積での借上げとなり、効率性が図られる。</li> </ul> <p>(令和2年8月27日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会延期に伴い合理的にとりうるもう一つの選択肢である「既存艇を全艇湘南港に一時帰還させる場合」と比較検討した結果、今回の「既存艇を湘南港外に保管し続ける場合」の方が安価となることを検証済み。</li> <li>・大会延期に伴い追加負担する費用は、移動先施設の保管料など、保管期間の延長により追加で発生する費用のみに精査している。</li> </ul>	
--	---	--

効率性

	<p>納 得 性</p> <p>本事業の会場使用料については、各種法令・条例等に基づき使用料・占用料等を算定する。また、既存艇移動費については、全国統一の基準である「公共用地の取得に伴う損失補償基準」に準じて制定した「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定する。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用許可の変更について、仮設施設の一部撤去完了翌日の令和2年7月16日からとすることにより、経費の削減に努めている。</li> </ul> <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点における使用許可の変更について、一旦、使用エリアが確定しているの令和3年2月28日までとすることにより、経費の削減に努めている。</li> </ul> <p>(令和2年8月27日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加負担する既存艇移動費についても、大会延期前の既存艇移動費と同様に、「組織委員会の事業の施行に伴う損失補償基準」に基づき算定している。算定内容は、業務委託先である補償コンサルタントのチェックを経て、外部有識者からなる「借上財産評定委員会」で報告・評定を実施しており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<p>大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</p> <p>(令和2年6月26日使用許可変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul> <p>(令和2年7月27日使用許可等の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul> <p>(令和2年8月27日既存艇移動に関する合意の変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、追加経費についても公費負担の対象として適切と言える。</li> </ul>	

	<p>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</p>	
--	--	--

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 令和2年 1月 23日

東京都作業部会確認年月日 令和2年 2月 12日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について（茨城カシマスタジアム）

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は本大会におけるサッカー会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。</li> <li>上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成29年5月31日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。</li> <li>パラ経費はなし。</li> </ul> <p>(令和2年8月26日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設物の残置に係る会場使用料は、大会延期に伴い発生した追加経費に該当し、現時点で取扱いは未定である。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>大会の運営上、サッカー会場（茨城カシマスタジアム）の確保は必須である。</li> </ul> <p>(令和2年8月26日 新規契約に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なお、今回の新規契約は、大会延期の決定を受け、延期後の大会に向け、仮設物を撤去・再設置する場合の費用と残置する場合の費用を比較した結果、残置する場合の方が安価となることが判明した。</li> <li>現行契約では、仮設物のリース期間が令和2年9月末までであるため、仮設物の残置継続の方針を早急に決定する必要があることから、現時点で手続きを進める必要がある。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の使用範囲は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</li> </ul>	

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の会場使用料については、「茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例」（平成5年3月26日茨城県条例第6号）に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</li> <li>（令和2年8月26日 新規契約に伴う確認・追記）</li> <li>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul>		

\*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。

## &lt;個別案件確認表（組織委員会）&gt;

組織委員会担当確認年月日 2019年10月25日

東京都作業部会確認年月日 2019年11月13日

(契約変更に伴う再確認日 令和2年9月9日)

事業名 借上財産評定委員会の結果について

案件名 同上

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は本大会における野球・ソフトボール会場となる都外自治体等所有施設を確保するにあたり必要となる会場使用料である。</li> <li>・上記競技に係る会場等の確保は大会開催に欠かせない事業であり、都外自治体所有施設における「賃借料等」に含まれるため、平成29年5月31日の合意に基づき、東京都が負担する事項と考える。</li> <li>・パラ経費はなし。</li> </ul> <p>(令和2年8月31日 契約変更に伴う確認・追記)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、延期に伴う追加経費の取扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都外自治体等所有施設の確保は、公平・公正な対応を行うことができるよう国・民間施設の借上げを行っている組織委員会が担うこととしている。</li> </ul>	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会の運営上、野球・ソフトボール会場(福島あづま球場ほか、あづま総合運動公園内各施設)の確保は必須である。</li> <li>(令和2年8月31日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>・福島あづま球場では、大会準備工事にあたり、公園敷地は令和元年12月10日から令和2年9月30日まで、公園施設は令和2年2月17日から令和2年9月30日まで借用予定であった</li> <li>・大会延期の決定を受け、福島県、指定管理者より、一般利用に支障となる仮設物撤去の要請があった。</li> <li>・大会延期に伴う検討を行い、公園施設は一般利用に支障となる仮設物を撤去し、公園内一般利用に支障のない仮設物を一部残置することとしている。</li> <li>・変更契約時期は、残置物の範囲や条件の整理について、福島県との調整に時間を要したため、合意形成後、手続きを実施する予定。</li> <li>・このため、使用範囲・期間、使用料に変更が生じ、手続きを進める必要がある。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の使用範囲は、関係FAと調整の上、施設所有者と交渉を重ね、施設ごとの使用期間が最短となるよう最大限の配慮を行っている。</li> <li>(令和2年8月31日 変更契約に伴う確認・追記)</li> <li>・契約の変更については、仮設物の撤去後、借用範囲を最小にすることができ、効率性が図られる。</li> </ul>	



	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の会場使用料については、「福島県都市公園条例」(昭和五十四年三月十九日 福島県条例第二十号)に基づき使用料等の算定を行っており、算定プロセスの適正性、公正性を担保している。</li> <li>(令和2年8月31日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>・契約の変更について、借用範囲を最小とし、また仮設物を一部残置することにより再設置費用を抑制する等経費の削減に努めている。</li> </ul>	
<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大会運営において競技会場の確保は、会場・競技運営の根幹をなすものであり、本事業は、公費負担の対象として適切といえる。</li> <li>(令和2年8月31日 契約変更に伴う確認・追記)</li> <li>・また、延期に伴う追加経費については、現時点においてはその取扱いが未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul>		

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。